

社会福祉法人仁成福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁成福祉協会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員並びに定款第6条に規定する評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	50,000円	3,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	50,000円	3,000円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	50,000円	3,000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等については、支給しないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。

2 常務理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	50,000円	50,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年 2月 1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	100,000円	3,000円	
常 務 理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	50,000円	3,000円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	50,000円	3,000円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	50,000円	3,000円	

社会福祉法人 仁成福祉協会
役員及び評議員の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁成福祉協会の役員及び評議員に対する費用弁償額及びその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用の弁償)

第2条 役員及び評議員が招集に応じ、又は職務のため出張した場合は、その都度別表に定めるところにより、費用又は旅費を弁償する。

(費用弁償の調整)

第3条 特別の事情にり前条により難しい場合は、現に要した実費の全部又は一部を支給する。

(その他)

第4条 この規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 平成20年12月17日 制定
平成21年1月1日 施行

別 表

費用弁償額表

役員名	費用弁償額
理 事	理事会・評議員会・監事会等新潟市内を会場として、招集される会議等の費用弁償額は、旅費を含め1日3,000円を支給する。
監 事	
評議員	上記以外の県内又は県外出張旅費については、社会福祉法人仁成福祉協会職員旅費規程（医師・管理者）を準用する。